

美ら海プラザ飲食施設出店契約書（案）

一般財団法人 沖縄美ら島財団（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、以下のとおり美ら海プラザ飲食施設出店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に美ら海プラザ飲食施設（以下、「本店舗」という。）による運営を行わせる。
乙は本店舗の拠点が海洋博公園内であることを理解し、公園利用者の利便性の確保及び満足度向上に努め、都市公園法等の諸規則に準じて営業を行うものとする。

第2条（出店業務の内容）

- 1 甲の指定する場所において飲食物の販売を行う。
- 2 販売品目は、原則として一般軽食・飲食類とし、提供する商品の販売価格については、海洋博公園が国営公園であることに鑑み、公園利用者の便益に供する価格とする。
- 3 乙は、常に最新のニーズや動向を調査し、事業の運営に活かすものとする。
- 4 乙は、甲に対して、事前に前項の販売品目と販売価格を併せて提出し、予め甲の承諾を得なければならない。
- 5 乙は、本業務の内容について、日々の営業終了後に、業務日報として甲に対して報告するものとする。

第3条（営業時間）

- 1 営業時間は、原則、時 分から 時 分までとし、繁忙期や閑散期などは甲乙間の協議の上、営業時間を延長する等、お客様の利便性の確保及び効率的運営を図るものとする。
- 2 沖縄美ら海水族館の休業日にあたる日は、本店舗も原則休業日とする。
- 3 天災地震等やむを得ない理由により通常営業が不可能の場合、乙は甲に対して損害等について賠償請求することができないものとする。

第4条（契約期間）

- 1 本契約期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- 2 甲及び乙は、前項の契約期間中であっても3ヵ月前に相手方に通知することにより、本契約をいつでも解約できるものとし、相手方は解約による損害の賠償を求められないものとする。
- 3 第6条、第10条及び第11条は本契約終了後も効力を有する。

第5条（営業料の支払い）

- 1 本契約において、乙が甲に支払う営業料は、毎月の本店舗売上金額の20%とする。
- 2 甲は1ヵ月間の売上金額から前項の営業料を算出し、翌月10日までに乙に対して営業料の請求書を発行するものとする。
- 3 乙は、前項に基づき甲からの請求書を受領した場合は、受領月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。
- 4 乙の日々の売上は、乙自身にて管理することとし、乙は甲に対して、本店舗の日々の営業終了後にPOSレジによって管理された日計レシートを提出するものとする。

第6条（費用負担区分）

甲は乙に、本店舗を無償貸与するものとし、乙の故意または過失により破損等した場合は乙の負担により修繕を行うものとする。

その他、委託業務に必要な機材、材料及び消耗品等は乙の負担にて調達するものとする。

第7条（出店に関する責任）

- 1 乙は自己の責任において自発的に営業するものとし、甲は本店舗及び出店場所を乙に貸与することにとどまり、乙の営業損益にかかることに対して、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 2 営業中に発生した盗難等による損害については、乙は自己の責任においてその問題を解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 3 乙は、本店舗の営業において何らかの問題が発生した場合は、自己責任においてその問題を解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

第8条（遵守事項）

- 1 食品衛生法に基づく営業許可を受けることとする。
- 2 乙は甲が指定した場所で営業するものとする。
- 3 乙は、衛生管理、防火管理、出店管理にあたることとする。
- 4 保険（PL保険、食品衛生賠償共済等）に加入していることとする。
- 5 本店舗に配置するスタッフは、海洋博公園運営スタッフの一員として、公園利用者の満足度向上に努め、お客様サービスに対応すること。
- 6 乙は、前項を遵守するため、配置するスタッフへの指導に努めるとともに、甲の指示に従い、甲が実施する訓練や講習会に参加するものとする。

第9条（禁止事項）

乙は各号に挙げる次の行為をしてはならない。ただし、事前に第15条に定める協議において、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 甲から貸与された場所を時間外に使用すること
- (2) 乙の本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、また担保の用に供すること。
- (3) 本店舗及び貸与された場所の一部または全部を第三者に使用及び賃貸すること。
- (4) 海洋博公園内の他の店舗の営業を妨害すること。
- (5) 乙の本店舗の営業のために甲が必要と認めた以外の広告、催事等を行うこと。
- (6) 甲の承諾を得ずに営業の一部もしくは全部を休業し、または店舗を閉鎖すること。

第10条（秘密保持）

- 1 本契約において、「機密情報」とは、甲および乙は、本契約に関連して知りえた相手方の技術上・経営上の一切の秘密、及び甲乙間の取引内容に関する情報をいう。ただし、以下のものはこの限りでない。
 - (1) 相手方から知得する以前にすでに所有していたもの
 - (2) 相手方から知得する以前にすでに公知のもの
 - (3) 相手方から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの
- 2 本契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める情報をいう。
- 3 甲及び乙は相手方より受領した機密情報及び個人情報を厳に秘密として保持し、善良なる管理者の注意をもって管理・保管するものとする。
- 4 甲及び乙は、本件取引の遂行以外のいかなる目的のためにも機密情報及び個人情報を利用してはならない。
- 5 甲及び乙は、本件取引の遂行のために第三者に機密情報又は個人情報の全部又は一部を開示する場合には、事前に書面による相手方の許可を得なければならない。また、開示の範囲は必要最小限の範囲とし、かつ、当該第三者に対し監督その他必要な措置を講ずるものとする。
- 6 甲及び乙が、法令、官公庁又は裁判所の処分・命令等により機密情報又は個人情報の開示要求を受けた場合、当該開示要求に対し、必要最小限の範囲及び目的に限り、機密情報又は個人情報を開示することができるものとする。この場合、できる限り早い時期に相手方に対して当該開示について通知するものとする。

第11条（損害賠償）

- 1 乙が自社の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、すみやかにその損害を賠償しなければならない。
- 2 乙の過失により、公園施設及び備品等に損傷を与えた場合は、乙の責任において、修復及び弁償するものとする。

第12条（契約の解除）

1 乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約書、または付随して締結した契約並びに第8条に規定する諸規定の各条項に違反し、甲が乙に対して、相当の期間を定めてその是正を求めたにも関わらず、乙がその違反を是正しないとき
- (2) 第9条の規定に違反したとき
- (3) 甲の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
- (6) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
- (7) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
- (8) 乙の代表者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- (9) 売上金を隠匿した場合、または甲に対して提出する売上報告の内容に虚偽があったとき
- (10) 前各号のほか、本契約を継続し難い相当な事由が生じたときと甲が判断した場合

2 前項に基づく解除は、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

第13条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (6) 本契約に関して、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要さずに、

本契約を解除することができる。

(1) 前項の各号いずれかの確約に反することが判明した場合

(2) 前項(6)の確約に反する行為をした場合

- 3 前項の規定により、本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第14条(届出義務)

乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、甲に対して文書をもって遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(1) 代表者、本店の所在地または住所、商号、その他約款で定める事項に変更があったとき。

(2) 合併、会社分割、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を行うとき、またはこれらの決議をしたとき

(3) 資本構成に重大な変更があったとき

(4) その他、甲に利害を生じる一切の事項に変更があったとき

第15条(協議)

本契約書に定める事項に疑義が生じた場合、または本契約書に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙の双方で協議して誠意をもって解決にあたるものとする。

上記のとおり、甲乙間において合意したので、本契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地
会社名 一般財団法人 沖縄美ら島財団
代表者 印

乙 住 所
会社名
代表者 印